

## 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

平成 15 年 12 月 19 日  
 安全保障会議決定  
 閣議決定

(弾道ミサイル防衛システムの整備について)

- 1 弾道ミサイル防衛 (BMD) については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画 (平成 13 年度～平成 17 年度)」(平成 12 年 12 月 15 日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。)において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としての BMD システムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このような BMD システムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

(我が国の防衛力の見直し)

- 2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態 (以下「新たな脅威等」という。) への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境や BMD システムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等を実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配意しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応

性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- (1) 現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- (2) 陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得るよう、新たな編成等の考え方を構築する。
- (3) 国際社会の平和と安定のための活動を実効的に実施し得るよう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- (4) 将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、

ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

(経費の取り扱い)

- 3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づき自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

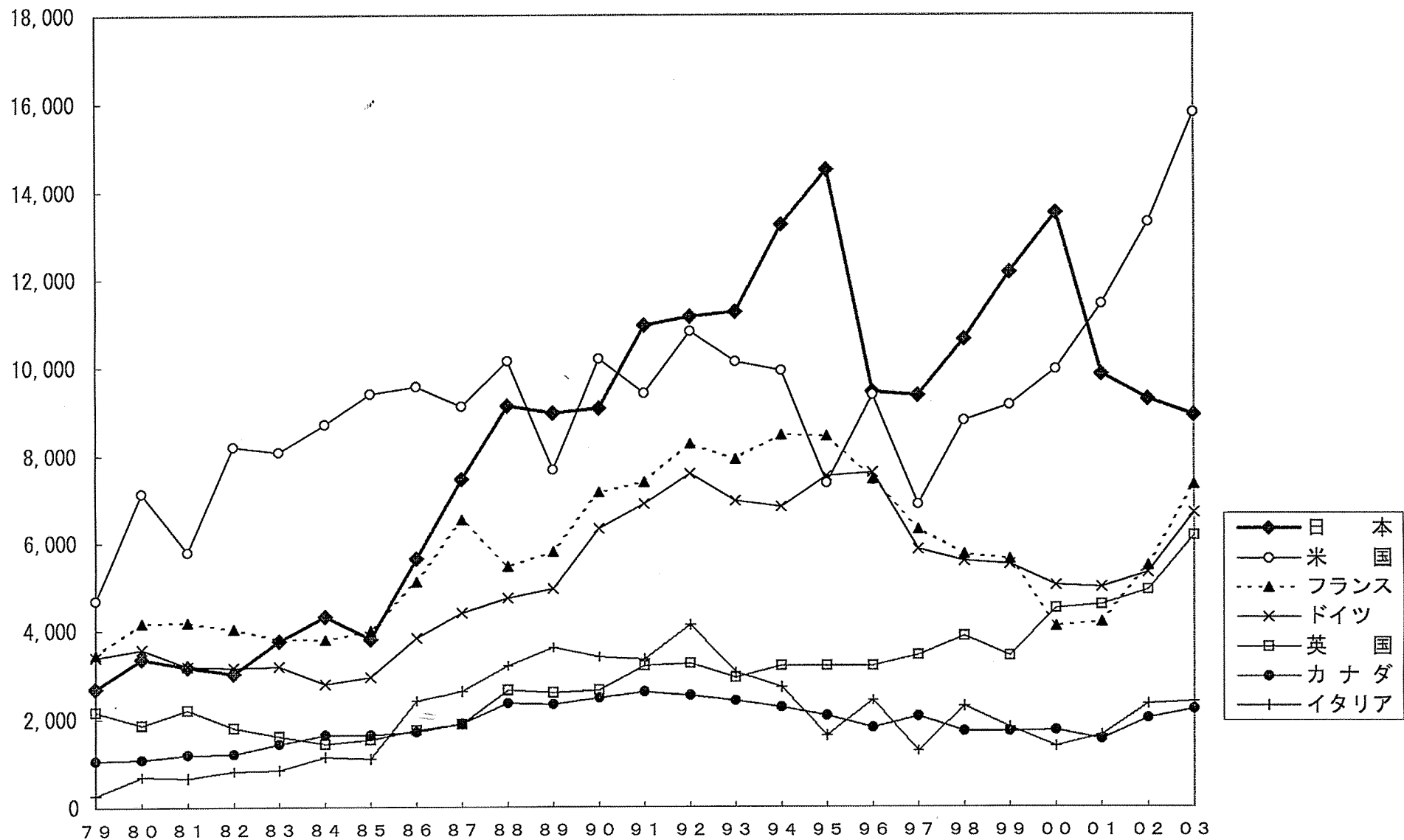
(新たな防衛計画の大綱の策定)

- 4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方に基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

# G7諸国のODA実績の推移（支出純額ベース）

（百万ドル）

（注）2003年は暫定値である。

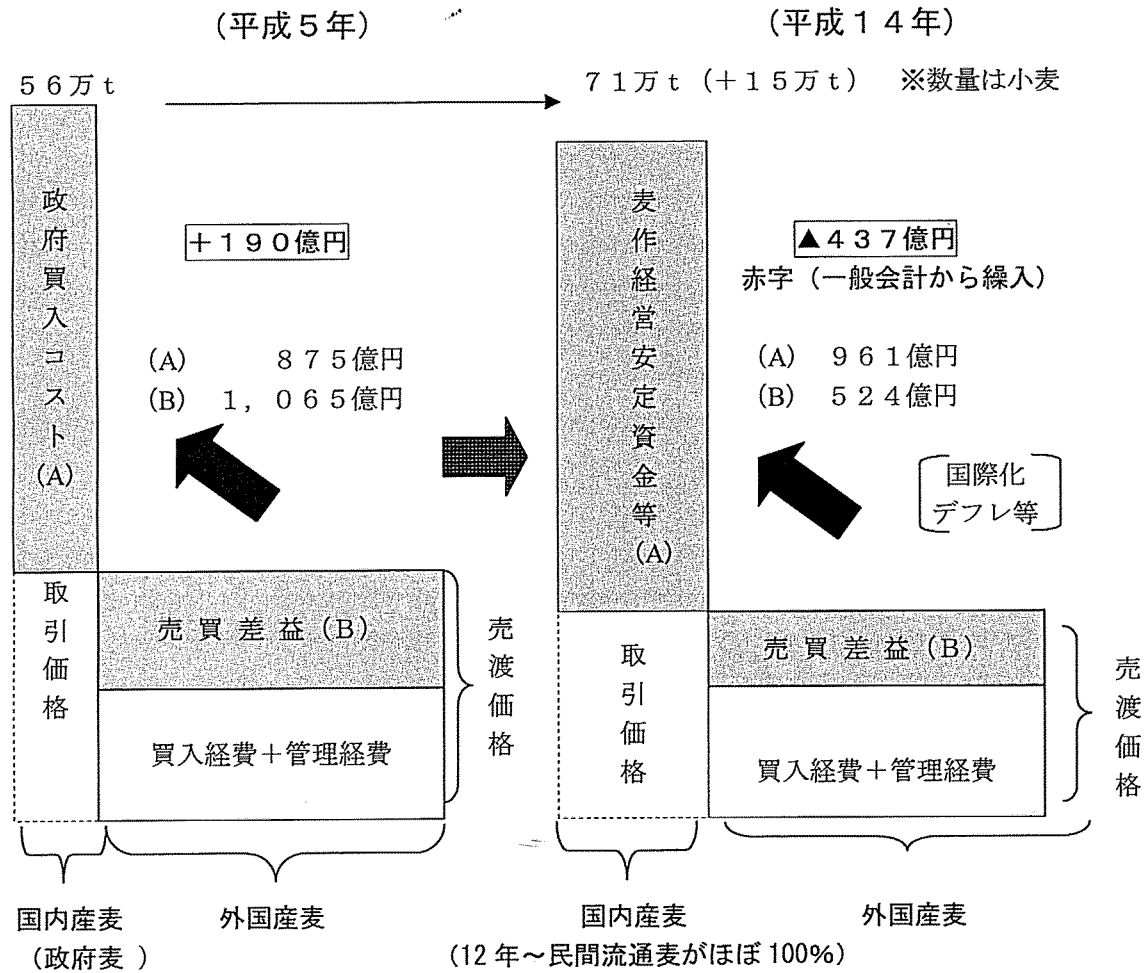


[ 参 考 ]

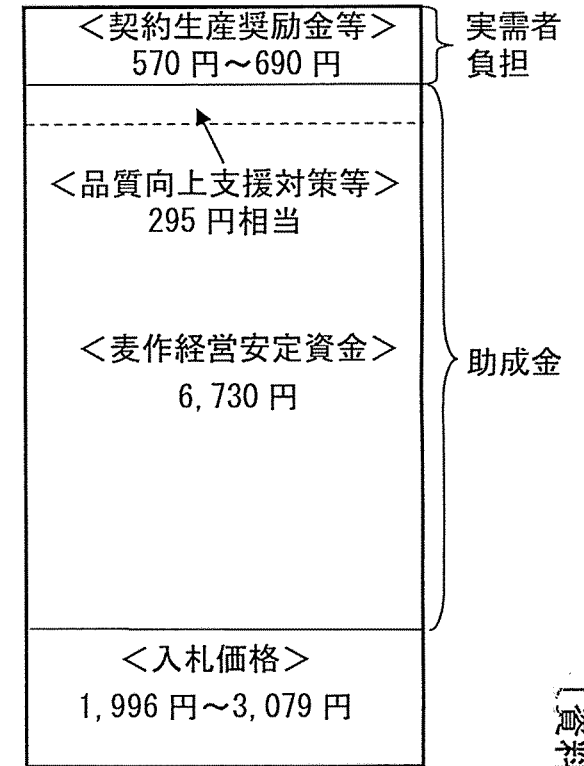
	(単位:億円、%)			
	13年度	14年度	15年度	16年度
○ O D A	10,152.2	(△ 10.3) 9,106.7	(△ 5.8) 8,577.6	(△ 4.8) 8,168.6
○ 非ODAの経済協力費	445.9	(1.3) 451.5	(19.5) 539.8	(4.0) 561.3
(うち国連分担金)	198.3	232.1	292.2	330.3 )
○ イラクへの自衛隊派遣経費等 (予備費による対応を含む)	-	-	268.6	(△ 45.2) 147.3
○ PKO分担金(補正を含む)	571.0	(△ 6.5) 533.9	(△ 38.8) 326.8	(△ 73.8) 85.8

# 麦政策について

## 【コストプール方式】

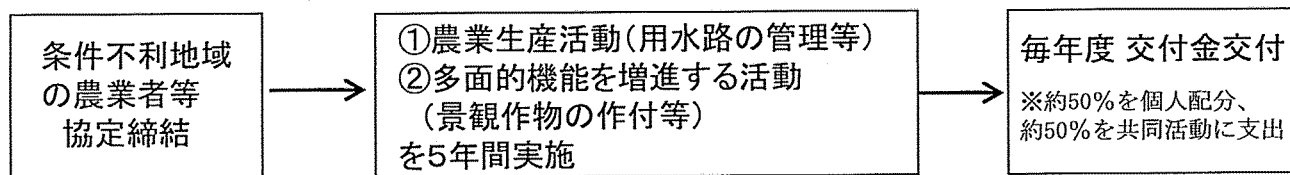


## 【麦に係る各種助成金】

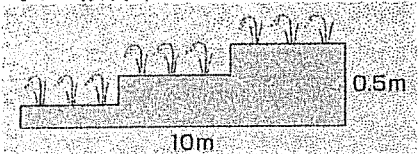
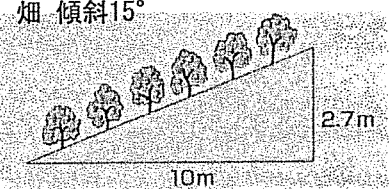
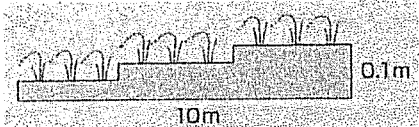
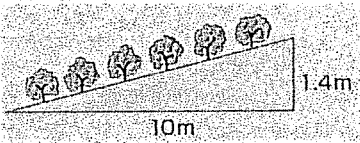


16年産民間流通麦 (I・1等)

## 中山間地域等直接支払制度の概要



【対象となる地域】 特定農山村法等地域振興立法8法の指定地域ほか  
 【対象となる農用地】 下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

○急傾斜地	 	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td colspan="2">10a当たりの交付額</td></tr> <tr><td>田</td><td>21,000円</td></tr> <tr><td>畑</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>草地</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>1,000円</td></tr> </table>	10a当たりの交付額		田	21,000円	畑	11,500円	草地	10,500円	採草放牧地	1,000円
10a当たりの交付額												
田	21,000円											
畑	11,500円											
草地	10,500円											
採草放牧地	1,000円											
水田 傾斜1/20 畑 傾斜15°												
○緩傾斜地	 	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td colspan="2">10a当たりの交付額</td></tr> <tr><td>田</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>畑</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>草地</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>採草放牧地</td><td>300円</td></tr> </table>	10a当たりの交付額		田	8,000円	畑	3,500円	草地	3,000円	採草放牧地	300円
10a当たりの交付額												
田	8,000円											
畑	3,500円											
草地	3,000円											
採草放牧地	300円											
水田 傾斜1/100 畑 傾斜8°												
○小区画・不整形な田 ○高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地												
○積算気温が低く、草地比率の高い草地		<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td colspan="2">10a当たりの交付額</td></tr> <tr><td>草地</td><td>1,500円</td></tr> </table>	10a当たりの交付額		草地	1,500円						
10a当たりの交付額												
草地	1,500円											

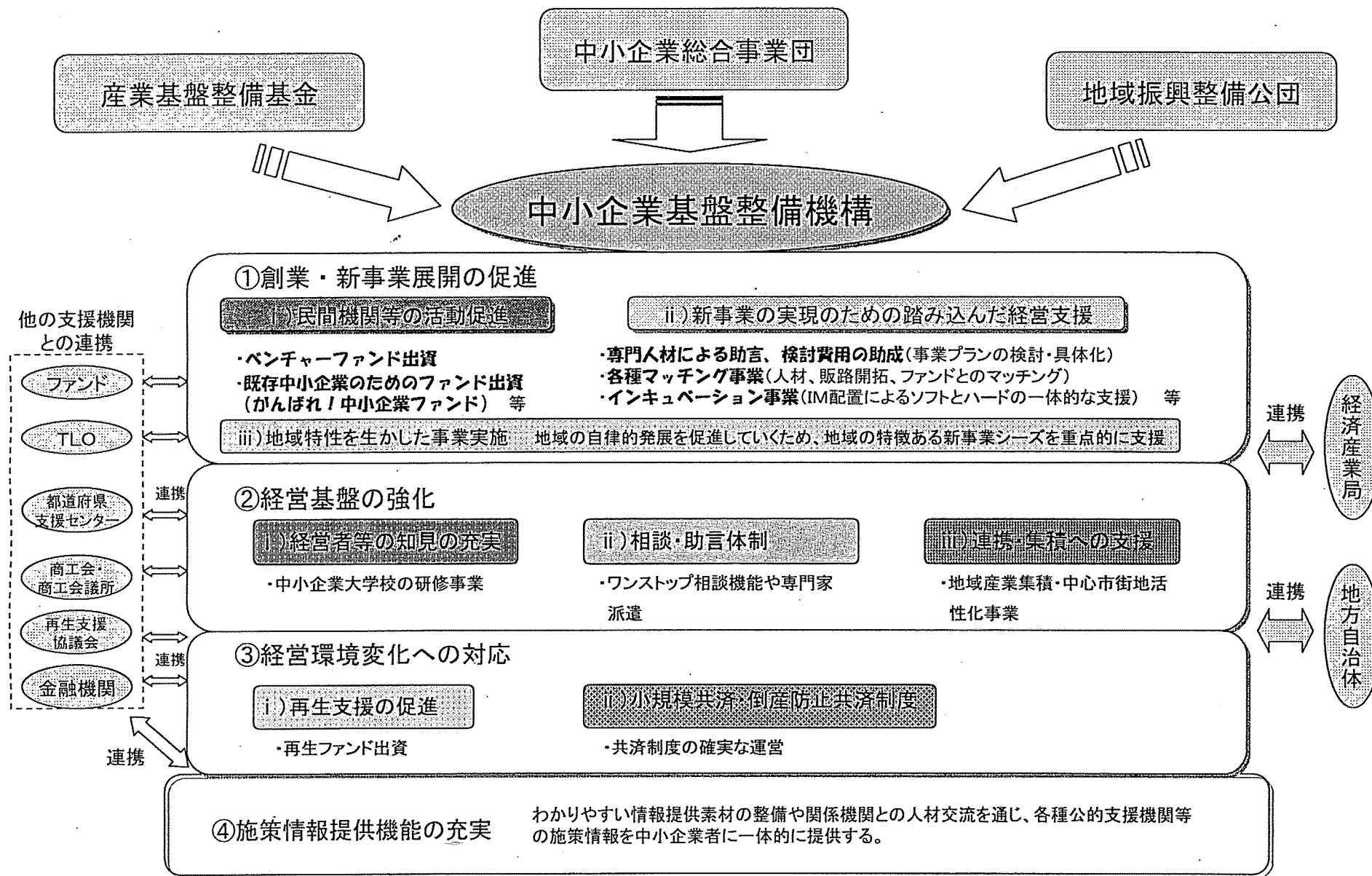
※都道府県知事は、地域の実情に応じて特認基準を定めることができる。  
 ※交付単価は、中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内で設定。

## 石 特 繰 入 の 推 移

(単位：億円)

年度	石 特 繰 入 額		石 油 税 収		一 般 会 計 留 保	
		対前年度 増△減	予 算 セ ット 額	実 績	当 年 度	累 計
元	3,660	23.6% 700	(83.6%) 4,380	(81.6%) 4,732	720	(1,163)
2'	3,880	6.0% 220	(85.7%) 4,530	(79.7%) 4,870	650	(2,153)
3'	4,320	11.3% 440	(88.2%) 4,900	(88.5%) 4,883	580	(2,716)
4'	4,720	9.3% 400	(93.1%) 5,070	(93.4%) 5,054	350	(3,050)
5'	4,940	4.7% 220	(96.3%) 5,130	(100.7%) 4,907	190	(3,017)
6'	5,110	3.4% 170	(97.5%) 5,240	(97.5%) 5,243	130	(3,150)
7'	5,150	0.8% 40	(97.7%) 5,270	(99.6%) 5,131	120	(3,171)
8'	5,240	1.7% 90	(97.9%) 5,350	(99.8%) 5,252	110	(3,183)
9'	5,140	△ 1.9% △ 100	(98.1%) 5,240	(103.5%) 4,967	100	(3,010)
10'	5,000	△ 2.7% △ 140	(96.9%) 5,160	(105.5%) 4,767	160	(2,747)
11'	4,880	△ 2.4% △ 120	(98.4%) 4,960	(100.4%) 4,859	80	(2,726)
12'	4,750	△ 2.7% △ 130	(98.5%) 4,820	(97.1%) 4,890	70	(2,866)
13'	4,620	△ 2.7% △ 130	(94.7%) 4,880	(97.9%) 4,718	260	(2,964)
14'	4,456	△ 3.5% △ 164	(92.8%) 4,800	(96.2%) 4,634	344	(3,142)
15'	4,410	△ 1.0% △ 46	(98.0%) 4,500		90	3,052
16'	3,965	△ 10.1% △ 445	(83.1%) 4,770		805	3,857

- (注) 1. 税収欄の上段( )書は、繰入率(単年度)。  
 2. 一般会計留保欄の( )書は実績。  
 3. 石油税は、平成15年10月より石油石炭税。





中小企業総合事業団信用保険部門の収支状況

(単位:億円)

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
保険収支	一般分	▲ 1,277	▲ 1,896	▲ 2,333	▲ 2,649	▲ 2,006
	特別分	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318
	計	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324
その他収支等		228	▲ 221	▲ 158	▲ 35	312
損益		▲ 1,866	▲ 4,726	▲ 5,954	▲ 6,083	▲ 4,012
保険準備基金残高		8,747	10,009	5,754	3,713	678

(注)1. 15年度の計数は見込み。

2. 保険収支計欄、損益欄は、四捨五入で計数整理したため不一致がある。

